

八千代市新庁舎等建設基本設計業務委託事業者選定委員会設置要領（案）

（設置）

第 1 条 八千代市新庁舎等建設基本設計業務に係る委託事業者をプロポーザル方式により選定するため、八千代市新庁舎等建設基本設計業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式による八千代市新庁舎等建設基本設計業務委託事業者の選定に関すること。
- (2) その他、八千代市新庁舎等建設基本設計業務委託事業者の選定に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、6 人の委員をもって構成する。

- (1) 市職員 3 人
 - ア 企画部長の職にあるもの
 - イ 財務部長の職にあるもの
 - ウ 子ども部長の職にあるもの

- (2) 外部有識者 3 人

2 委員に欠員が生じた場合、市長は新たに補欠の委員を指名するものとする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、八千代市新庁舎等建設基本設計業務委託事業者の選定が終了する日までとする。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平な審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に係る民間事業者の提案に参加してはならない。
- 3 委員は、職務の遂行上知り得た情報を公開してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。ただし、八千代市が公表したものについては、この限りではない。
- 4 委員が当該事案に関する提案に参加したことが判明したときは、選定委員会は委員が関与したものを選考対象外とするものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選定委員会は非公開とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、庁舎総合整備課において所管する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月 日から施行する。